

最低賃金を 知っていますか？

なるほど！

クラシノ
ソコアゲ
応援団！

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。



法に基づき、国が賃金の最低額を定めています。

今すぐチェック！
あなたの街の最低賃金

2017年
10月6日から

山形県 の
地域別最低賃金は

739 時給 円

深夜勤務の場合 **25%加算**
午後10時～午前5時に勤務する場合

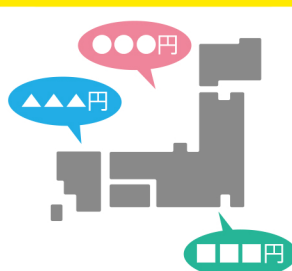
924 時給 円

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。

詳しくは、連合へご相談ください。

“キーワード”で読み解く最低賃金

2017年
10月6日から



最低賃金は、毎年、都道府県ごとに見直されています。

739 時給 円



会社にはこの額以上の賃金を支払う義務があります。この額を下回る賃金は法律違反です。下回った場合、その差額を請求できます。

派遣先



派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の最低賃金が適用されます。

割増 いろいろ



例えば深夜勤務の場合には、割増賃金が適用されているか、要チェックです。

おかしいな？と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ

連合山形



0120-154-052

〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

県内6カ所に
地域協議会が
あります。
お気軽に
お電話ください。

連合山形酒田飽海地域協議会 ☎0234-24-5505
〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内

連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎0235-25-8605
〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内

連合山形新庄最上地域協議会 ☎0233-23-1515
〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内

連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005
〒995-0033 村山市榑岡新町2丁目12-7 しらかべビル2F

連合山形地域協議会 ☎023-622-0551
〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

連合山形置賜地域協議会 ☎0238-23-0551
〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F